

公布された条例のあらまし

◆奈良県手数料条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の改正に伴い、同規則の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

2 施行期日

令和三年八月一日から施行することとした。